

5 入居中の各手続き

入居中に次のようなことがある場合は、公社等へ申し出て、手続きを行ってください。

手続きを怠りますと不利益を受けることがありますので、くれぐれもご注意ください。

■入居者異動届

次のようなときは、14日以内に入居者異動届を公社等まで提出してください。

- ① 出生により家族が増えたとき。
- ② 同居の親族が転出されたりまたは亡くなったとき。
- ③ 入居者・同居者の方が入居後、結婚または離婚等により、氏名が変わったとき。

■同居承認申請

入居者の皆さんが、新たに親族の方を同居させたい場合には、この申請を行い承認を受ける必要があります。承認できる範囲が限られていますので、公社等へご相談ください。

■収入区分更正申請

退職等により世帯収入に大幅な減少があった場合は、この手続きを行うことにより、収入区分が変更となり、家賃が変更されることがありますので、公社等にご相談ください。

■承継入居承認申請

入居名義人が亡くなったり、または離婚等により同居の親族を残して退去した場合は、この手続きを行い、承認を受けることにより同居の親族（原則として入居名義人の配偶者）の方が

名義人となり、引き続き入居することができますので、公社等へご相談ください。

ただし、承認できる範囲が限られています。

●ご注意

入居名義人が自分の都合で転出した場合には、承継は認められません。（持家を購入した場合など。）



■連帯保証人変更申請

連帯保証人（入居時に提出していただく請書に署名、なつ印をいただいた2名の方です。）は、入居者が家賃を滞納した場合などに、入居者にかわって家賃をお支払いいただく方です。

連帯保証人の方が、死亡などにより変更を生じた場合は、すみやかに入居名義人から申請を行ってください。

また、連帯保証人の住所、氏名、勤務先に異動があったときは届け出てください。

■一時不使用届

(しばらく留守にするとき)

長期間の旅行や出張などにより、15日間以上、住宅を使用しないときは、事前に届け出てください。

届出を怠ったまま長期間不在にしたときは、無断退去または住宅不使用として、入居の許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

6 入居中の禁止事項

県営住宅は県民の共有の貴重な財産ですから、皆さんがお住まいの住宅はもちろんのこと集会所や公園の遊具類などの共同施設は大切にお使いください。

なお、次のことは禁止されていますので特にご注意ください。

■譲渡や転貸は

住宅を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりすることはできません。

■増築や模様替等は

住宅を許可なく増築、模様替えをしたり、店舗、事務所などの用途に変更することはできません。

■無断での同居は

親族であっても承認を受けないで同居させることはできません。必ず手続きするようにしてください。(前頁参照)

■迷惑行為

共同生活を快適にすごすために、騒々しい音を発したり、犬・猫等のペットを飼育したり、他人に危害を及ぼすような危険な行為を禁止します。快適な共同生活を営むために守るべき最小限のルールですからお互いに注意しましょう。

迷惑行為については、45～46ページにくわしく記載していますので必ずお読み下さい。

